

第13部 その他

第1章 特徴記載書

131 関連条文

意匠法施行規則

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

- 2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。
- 3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

131.1 特徴記載書とは

審査官は、意匠登録出願に係る意匠の認定（第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）あるいは類否判断、拒絶の理由にその記載内容を直接の根拠として用いてはならないが、当該記載内容を見ることにより、例えば、審査における的確なサーチ範囲の決定のための参考情報となることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

記載内容は、意匠法第24条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対しては、直接的に何ら影響を与えない。

131.1.1 提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出することができる任意の手続である。

提出は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限りすることができる。

131.1.2 意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）には、当該記載内容を掲載しない。特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしないこととする。